議会運営委員会会議録

1. 出席者

2番 神谷利盛、 7番 柴田耕一、 8番 幸前信雄、 12番 内藤とし子、15番 小嶋克文 オブザーバー 副議長、6番 黒川美克、5番 長谷川広昌、 11番 神谷直子

2. 欠席者

議長

3. 傍聴者

杉浦康憲、柳沢英希、杉浦辰夫、北川広人、鈴木勝彦、小野田由紀子

- 4. 説明のため出席した者 市長、総務部長、行政GL
- 5. 職務のため出席した者 議会事務局長、書記1名
- 6. 付議事項
 - 1 追加議案について
 - 2 6月定例会の日程について
 - 3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立い たしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

副議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。付議事項 の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたしま す。

《議 題》

- 1 追加議案について
- (1)追加議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説(総務部) それでは、3月定例会に追加提案させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。案件といたしましては、補正予算2件をお願いするものでございます。

補正予算書をお願いいたします。初めに議案第34号、平成28年度高浜市一

般会計補正予算(第8回)でございますが、5ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ480万円を増額し、補正後の予算総額を144億6,290万円といたすものであります。

8ページをお願いします。繰越明許費は、中央公民館の地下1階空調機械室の配管エルボ部分にアスベストが含有されていることが確認されたことから、 当該除去工事費 270 万円について、その全額を平成 29 年度に繰り越しをいたす ものであります

9ページをお願いいたします。債務負担行為補正は、新たに2件を設定いたすものであります。一つ目の市役所本庁舎整備事業、旧庁舎アスベスト除去工事分は、旧庁舎外壁の仕上げ塗材等にアスベストが含有されていることが確認されたことから、当該除去工事費5,616万円について、債務負担行為を設定いたすものであります。なお、今回の補正は、市役所本庁舎整備事業の二期工事のうち、旧庁舎解体工事費に、アスベスト除去工事費分を追加いたすものでありますので、その期間につきましては、元となる市役所本庁舎整備事業の期間に合わせた平成48年度までといたしております。

二つ目の公金支出差止請求訴訟等委託料は、高浜市商工会等に対する物件移転補償費等の支出の差し止めを求める住民訴訟が提起されたことから、弁護士への訴訟等委託料の予算措置をお願いするものでございます。訴訟対応の委託期間が複数年となる見込みであることから、債務負担行為を設定いたすものでありますが、限度額につきましては、委託事務の処理に当たる報酬及び訴訟費用等とし、期間につきましては、事件が完結するまでの間といたしております。なお、限度額につきましては、出廷回数等により異なってまいりますので、現時点、具体的な金額を定めることは困難であり、こうした金額表示の困難なものについては、文言で記載することができるとされていることから、文言で記載をさせていただいております。

次に、歳入について申し上げます。26ページをお願いいたします。6款1項1目、地方消費税交付金は、3月分の交付決定に伴い増額をいたすものであります。16款1項2目、民生費寄附金は、水野運送株式会社様から100万円を地域福祉基金指定寄附金としていただいたものであります。17款1項1目、基金

繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いた すものであります。

次に、歳出について申し上げます。28ページをお願いいたします。2款1項2目、文書管理費の文書管理事業の公金支出差止請求訴訟等委託料は、平成28年度の支払い分として、当面、必要と見込まれる着手金、出廷日当、出張日当及び実費預り金として、110万円を計上いたすものであります。なお、市に訴状が届きましたのが、本定例会開会日の前日の2月23日でございましたので、提案時期につきまして、本定例会の最終日となりましたことにつきまして、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2款8項1目、基金費は、歳入で申し上げました民生費寄附金を地域 福祉基金に積み立てるものでございます。

10 款 5 項 2 目、生涯学習機会提供費の生涯学習施設管理運営事業は、中央公 民館のアスベスト除去工事費として、270 万円を計上いたすものでございます。 以上が、一般会計補正予算(第 8 回)の概要でございます。

続きまして、議案第 35 号、国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 回) について、御説明を申し上げます。

13 ページにお戻りをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、補正後の予算総額を39億6,960万1千円といたすものであります。

歳入について申し上げます。40 ページをお願いいたします。2款2項1目、 財政調整交付金は、特別財政調整交付金について、県より追加交付予定額の内 示があったことから1,500万円を増額いたすものであります。

歳出について申し上げます。42 ページをお願いいたします。2款1項1目、一般被保険者療養給付費は、被保険者に係る医療費の増加が見込まれることから、1,500万円を増額をいたすものであります。

説明は、以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。 委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら。

市長挨拶

委員長 当局の方は、退席願います。

当局退席

(2) 追加議案の取り扱いについて

委員長 事務局より、説明願います。

説(事務局 主査) それでは、説明をさせていただきます。ただいま説明のありました、議案第34号及び議案第35号につきましては、3月24日の最終日に、既に上程されております議案第3号から議案第33号までの採決終了後、上程、説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は、以上でございます。

委員長 ただいま、事務局が説明したとおりに、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 6月定例会の日程について

委員長 事務局より、説明願います。

説(事務局 主査) それでは、お手元に平成29年6月高浜市議会定例会の会期及び会議日程(案)を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

会期につきましては、6月9日から6月29日までの21日間とさせていただいております。告示につきましては6月2日、一般質問の締め切りを6月5日の午後5時までとし、6月9日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明の順で行います。

13日及び14日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、 16日を第4日目としまして、議案総括質疑、終了後、議案委員会付託を願い、 20日に総務建設委員会、21日に福祉文教委員会、22日に公共施設あり方検討 特別委員会を、いずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査等をお願いたします。

最終日の 29 日、第5日目につきましては、委員長報告、委員長報告に対す る質疑、討論、採決、閉会の順でお願いいたします。説明は、以上でございま す。

委員長 ただいま、事務局が説明しました案のとおりに、決定させていただい てよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。 なお、会期及び会議日程(案)については、4月 25 日発行予定の議会だよ りに掲載をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 その他

委員長 初めに、北川議員より、3月定例会最終日において意見書を提出した い旨の申し出がありました。

議会運営に関する申合せ事項において、定例会の付議事件とする意見書(案)の提出は、招集告示日の前日までとされておりますが、緊急を要するものについては、議会運営委員会で協議、検討することとされております。それでは、

意見書の案文について説明を求めます。

説(13) それでは、よろしくお願いをいたします。まず、今回のミニボートピア設置に関しましては、地元の同意、議会が反対決議をしていないこと、市長の同意というものが必要になってまいります。

現在、高浜市議会では、先日、ミニボートピア設置検討特別委員会が開催されて、現時点では、反対決議はされておりません。その中で、この3月定例会最終日まで、反対決議が議決されないことが確認された場合、その後、市長が設置に同意を選択する場合には、市議会として責任を果たすために、意見書を吉岡初浩市長に向けて、提出をしたいというふうに考えております。

高浜市と高浜市議会は将来にわたって、その責任を設置者と施行者、それぞれと協定書を交わすことによって、市民の思われる不安やリスクの解消を少しでも軽減していくべきだと考えての意見書でございますので、どうぞ御理解のほうを、よろしくお願いをいたします。

それでは、意見書(案)は、案文の朗読をもって提案とさせていただきます。 小規模場外舟券発売場「(仮称) ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関する意見書(案)

高浜市議会は、小規模場外舟券発売場「(仮称) ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関して、下記のことを遵守するよう高浜市長に対し強く求めるものである。

- 1 施行によって、本市にもたらされる環境整備協力費については、上限(舟 券売上額の1.0%)とすることを施行者と約束すること。
- 2 環境整備協力費は、基金に積み立てるなど使途を明確にすること。
- 3 建設される建物の機能及び運営管理に関しては、短期的及び長期的な周 辺環境への影響や変化に配慮し、さまざまな角度から十分に考慮したもの となるよう、特に次の項目について随時協議を重ねながら進めていくこと を設置者及び施行者と約束すること。
- (1) 未成年者、学生生徒の入場規制及び舟券購入規制の徹底
- (2) 発売場周辺における万全の防犯警備体制の整備及び町内会 (二池町) における防犯体制の確保

- (3) 場外の環境保全(交通渋滞の抑制及び交通整理の徹底、利用者に起因 するごみの処理)
- (4) 場内の環境美化(分煙の徹底)及び防犯(違法行為の抑止)
- (5) 来場者のマナー向上指導の徹底
- 4 建設及び施行に関して発生するすべての業務(物品等の購入、雇用も含む)はできる限り市内優先の原則を貫くこと、並びに契約行為については透明性及び公平性の確保を設置者及び施行者と約束すること。
- 5 施設の運営協議のために設けられる協議会には、行政、市議会議員、町内会(二池町)の代表者、及び教育委員会等の関係者の参画を設置者及び 施行者と約束すること。
- 6 施行に関して必要と思われる統計調査項目について随時協議を行い、必要な統計調査の実施及び結果の開示を設置者及び施行者と約束すること。
- 7 上記で知り得た情報はもちろん、本市議会が求める情報については、即時開示すること。

以上の各項目について市長は、毅然たる態度で設置者及び施行者と接し、本市議会の要求の実現を果たされるよう強く求めるための意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高浜市長宛てで、高浜市議会となっております。どうぞ、御検討をよろしく お願いいたします。

委員長 それでは、案文について、質疑や御意見があれば、お願いいたします。 問(12) この意見書ですが、3番目にいろいろなことが書いてありますが、 これらは、みんな要するに、ボートピアができたときの心配事なんですね。結 局、ボートピアができなければ、こんなことは心配されないわけですから。

要するに、こういうことが心配されるから意見書を出そうということなんですが、こういうことを含めて私は反対なんですが、特に、それと協議会では、いろんな立場の方が参画するようにとなっていますが、一般公開できるのかどうか。それから、傍聴が自由にされるのかどうか。それから、協議会の議事録は、ちゃんととっておくのかどうか。そういうことも、はっきりするべきだと思います。

委員長 質問ですか。

意(12) 要望と含めてです。

答(13) 結局、ボートピアができるんであればということは、当然、できるんであればというよりも、議会が反対決議をしなければ、この件に関しては、市長の同意というほうに移行するわけですよね。議会の手を離れてしまうわけです。

ですから、それに対して、しっかりとこういう覚悟を持って、やるならやっていただくということで、そういう意味合いで、意見書の提出を求めておるということですので、それに対して、もし御賛同があるんであれば、最終日までに賛同者を募って提出する予定でおりますので、私のほうに、ここをこうしたらどうだ、ああしたらどうだということは、御意見として、言っていただければありがたいと思います。

委員長 内藤委員、よろしいですか。

意(12) はい。

問(15) まず、この意見書(案)なんですけれども、きょうもらって、もし例えば持ち帰って、ここを訂正したほうがいいとか、こういったのをつけ加えたほうがいいとあった場合は、いつまで、例えばということですけれども。

答(13) 大変、時間もない中で申しわけないんですけれども、当然、最終日の追加議案としての提案になるというふうに思っておりますので、週明けの、21、22日ぐらいで調節をしていただかないと、ちょっと難しいのかなという気がするんですが、日程的にはその辺だと思います。

説(事務局長) 改めて意見書(案)を議論するということであれば、また議会運営委員会の開催が必要になるかと思いますので。ですから、週明けに出たとしても、最終日の朝、改めて意見書(案)について審査をするための議運を開くということになろうかと思います。

委員長 ほかに、質問はございませんか。

問(15) とういうことは、今この案に対して。

委員長 修正、かけるんであれば、ここで議運として提出することはできない んで。だから、ここでは、一旦どうされるかということを伺わせていただいた 上で、修正で同意するようであれば、最終日の直前にもう一度議運で、どういう形で提出するかっていうことを、再度検討するしかないということだと思います。

問(15) それで間に合うんですか。それで、もし修正があった場合。

説(事務局長) 意見書(案)に手が加わるということであれば、改めて、議運の委員の皆さんにお集まりをいただいて、そこで議論をしていただいて、その上で。その前に、全会一致になるかどうかは別にしても、案文が変わるということであれば、改めて委員の皆さんにお諮りをしなければならないということですので、最終日の前に再度、議運の開催をお願いしていくという形になろうかと思います。

委員長 小嶋委員、よろしいですか。

問(15) これは、あくまでも文言は変わる場合ですね。だから、僕が聞きたいのは、その文言を例えば、持ち帰って検討して、これをつけ加えたほうがいいとか、または、これをちょっとこういうふうに変えてほしいということがあった場合、それをいつまで。

例えば、事務局なら事務局のほうに提出したほうがいいかという。

委員長 事務局ではないですね、提案者のほうですね。

問(15) 提案者のほうに。

委員長 火曜日ぐらいまでだ、ということを言っていますんで。

意(15) はい。

委員長 ほかに、御質問はございませんか。

- 問(15) ちょっと6番の項目で、施行に関して必要と思われる統計調査項目 とかありますれけども、ちょっとこの辺のこと、わかりましたら、もう少し具 体的に説明がほしいんですが、この辺のこと。
- 答(13) 例えば、交通量ですとか、そういった問題。例を挙げると、そういったものをしっかりと、こうこうこういうふうだから、例えば、ここに警備員を立たせるんだとかなんとかという、きちんとその裏付けとなるような統計調査に基づいた形でやっている、というところを示してほしいというような意味でつけ加えております。一例ですけれどね、今のは。

委員長ほかに、質問はございませんか。

意見なし

委員長 それでは、各会派の御意見がありましたらということで、確認させて いただきます。とりあえず、市政クラブさん。2番、神谷利盛委員。

意(2) 市政クラブは、意見統一ができませんので、個別で対応させていた だきます。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意(15) これ、もう一回、会派なり一遍持ち帰って、協議して、もしあれば 21日ですか、返事を持ってきます。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子委員。

意(12) 私は、反対します。

委員長 参考までに、市民クラブさん、黒川美克議員。

意(6) 検討させてください。

委員長 次に、開拓志さん、長谷川議員。

意(5) 持ち帰って、検討します。

委員長 次に、大家族たかはまクラブさん、神谷直子議員。

意(11) 私は、このままでも結構なので、賛成させていただきたいと思います。

委員長 いろいろ御意見を伺ったんですけれども、全会一致には、なりそうに はないんで。最終的には、修正版が出て、もう一度協議になろうかと思います けれども。

全会一致にならなかった場合は、賛成者の署名を添えて、副議長に提出いただくという段取りになりますので、もし修正がかかって、それでもう一度議運を開かせていただいた上で全員賛成になれば、全会一致ということで、議運の議員の名称、名前で提出するような形になりますので、よろしくお願いいたします。

そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 次に、事務局より発言を求められていますので、これを許可いたします。

説(事務局 主査) 本日、平成29年6月定例会の日程については、先ほど御 決定をいただいておりますけれども、9月定例会以降の日程について、現時点 の案ではございますが、配付をさせていただいております。

9月定例会につきましては、8月27日に市長選が予定されており、市長が 続投する場合と交代する場合の2案、作成させていただいております。あくま で予定でございますので、変更の可能性もありますので、御留意をお願いした いと思います。

なお、本日御了承いただけるのであれば、この案を幹部会に提示し、市の行 事日程等の参考などにさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました定例会の、年間日程案を当局 へも提出することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。 そのほか、皆さんのほうで何かあればお願いします。

問(15) さっきの件ですけれども、これ、まだ実際問題、24 日に、このボートピアに関しての、正式にこれ採択がありますね、採択が。採択されていない前に、要するに賛成は、当然、反対する立場からはこれできませんので、その時点で賛成、反対というとちょっとおかしいもんで。だから、そちらでも賛成者の名前とか、そこら辺はどうなるんですか、そこら辺ははっきり。

もし 24 日に採択されて、例えば、市議会として反対の決議をしないとあれば、この、ボートピア設置になりますね、これ当然。その段階であれば、例えば反対をしておっても、やっぱり設置される以上は、やはりこれはもう、少し

でもやっぱりマナーとかいろんなこと考えると、この意見案には、これやっぱり す成するんですけれども。要するに、まだ採択されてない状態での、前での 賛成、ちょっとこれは、考えられないので、これは。

答(事務局長) 確かに、最終日の請願、陳情の採決をもって、議会の意思の 決定という形になります。当然ながら、今、13 番議員から提案のありました意 見書については、その採決が終わったあとに提出するということになります。 逆に言えば、そこのところで議会が反対の議決っていうような形になれば、意 見書は出ないということになりますので。そういったことも、お含みおきいた だいて御検討いただければというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

意(15) よくわかったような、わからんような、だけれども。

委員長 いや、そういうことです。先に採決するんで。

意(15) それは、わかります。

委員長 これ、意見書は、あくまで採決されるだろうという形でやるんで、否 決されれば、この意見書自体は出てこない。

意(15) それは、わかります。

委員長 採決しちゃうんで、採決されたとなればこういう意見書が出てくるんで、これをどうするかっていう扱いになります。それなら、理解できると思います。

意(事務局長) 賛成議員に名を連ねるかどうかの判断ができないということ の御心配、ということでよろしいでしょうか。

問(15) まず、実際問題、採択されていない、また採決されていない状況で、要するに、この意見書(案)に賛成というと、ちょっとこれはね、無理があるかと思う、はっきり言って。もし今言ったように、採決してね、要するに議会の反対のない状況であれば、この意見書(案)には、これは賛成するんですけれども、これは。

まだ、今言ったように採決して採択もされていない状況で賛成というのは、 これ、ちょっとどうかなと思いますけれども、これは。

委員長 だからそれは、そういう気持ちがあるんであれば、名前を出さないと

いうことですね。

意(15) そうですね。

意(事務局長) 私もそう思います。

委員長 よろしいですか、ほかに。

意見なし

委員長 なければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後2時5分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長